

ココ訪問看護ステーション 訪問看護(医療保険)料金表

令和8年6月改定

※各種保険証の区分によっては公費負担額に差が出たり、負担が軽減される場合があります。		
項目	金額	説明
基本療養費Ⅰ(1日につき)		
週3日まで	5,500円	
週4日以降	6,550円	
訪問看護療養費(1日につき)		
月の初日	7,670円	
2日目以降	3,000円	
特別管理加算(月1回)		病状や処置に応じて
特別管理加算Ⅱ	2,500円	重度ではないが特別な管理を必要とする場合
特別管理加算Ⅰ	5,000円	重度の処置を必要とする場合
24時間対応体制加算(月1回につき)	6,800円	訪問にて料金の発生
複数名訪問看護加算(1週間につき1回)	4,500円	
情報提供加算(月1回につき)	1,500円	
夜間早期加算(6時～8時・18時～22時)	2,100円	
深夜加算(22時～6時)	4,200円	
長時間訪問看護加算(1週間につき1回)	5,200円	90分を超える場合
緊急時訪問看護加算(1日につき)		
月14日まで	7,670円	
月15日以降	3,000円	
退院時共同指導加算(1月につき1回)	8,000円	
退院時指導加算(1回) 通常	6,000円	
長時間にわたる訪問の場合	8,400円	90分を超える場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 1回につき(月1回につき2回まで)	2,000円	
訪問看護物価対応料	月の初日:60円/日	令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するために、訪問看護管理療養費の算定に伴わせて算定。
	二回目以降:20円/日	
訪問看護医療情報連携加算	1,000円/月	他保険医療機関のICI診療情報を活用し指定訪問看護を計画管理した場合
訪問看護情報提供療養費	1,500円/月	利用者の同意を得て、市町村や学校、病院、施設等へ療養上指導した場合
看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月	登録特定更衣事業者の訪問介護と連携し喀痰吸引等を支援して算定加算
訪問看護ターミナルケア療養費(月1回につき1回)	25,000円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
【その他の費用】		
死亡後の処置料	15,000円	在宅で利用者様が亡くなった際に緊急で死亡後の処置を希望した場合
【医療保険外サービス】		
通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)		基本療養費の全額
休日のご利用者様による自費訪問看護(1時間)	8,000円	

※各種保険証の区分によっては公費負担額に差が出たり、負担が軽減される場合があります。
マイナンバーカードをお持ちの方は区分を確認することが出来ますので、ご用意ください。
交通費は別途用紙参照

ココ訪問看護ステーション 訪問看護 料金表

令和6年6月1日現在

1 訪問看護の介護報酬に係る費用

2 級地 11.12 円

訪問看護費（1回につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
指定訪問看護ステーションの場合					
（1）所要時間20分未満の場合	314	350	699	1,048	24時間体制、週1回以上
（2）所要時間30分未満の場合	471	524	1,048	1,572	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	823	916	1,831	2,746	
（4）所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,128	1,255	2,509	3,763	
複数名訪問加算（Ⅰ）					1回につき
所要時間30分未満の場合（複数看護師等）	254	283	565	848	
所要時間30分以上の場合（複数看護師等）	402	447	894	1,341	
複数名訪問加算（Ⅱ）					1回につき
所要時間30分未満の場合（看護師等＋看護補助者）	201	224	447	671	
所要時間30分以上の場合（看護師等＋看護補助者）	317	353	705	1,058	
長時間訪問看護加算	300	334	668	1,001	1回につき 1時間30分以上
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 訪問看護ステーション	600	668	1,335	2,002	1月につき
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 訪問看護ステーション	574	639	1,277	1,915	1月につき
特別管理加算（Ⅰ）	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250	278	556	834	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	2,780	5,560	8,340	死亡月につき
初回加算（Ⅰ）	350	390	779	1,168	1月につき
初回加算（Ⅱ）	300	334	668	1,001	1月につき
退院時共同指導加算	600	668	1,335	2,002	1回（特別な管理を必要とする利用者は2回）に限り
（1）夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算				
（2）深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算				
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合					
（1）事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100				
（2）同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100				
（3）事業所と同一敷地内建物等に50人以上利用者が居住する場合	所定単位数×85/100				

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法
単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）
〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）
*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。
ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	15,000円	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

ココ訪問看護ステーション 介護予防訪問看護 料金表

令和6年6月1日現在

1 介護予防訪問看護の介護報酬に係る費用

2級地 11.12 円

介護予防訪問看護費（1回につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
指定介護予防訪問看護ステーションの場合					
（1）所要時間20分未満の場合	303	337	674	1,011	24時間体制、週1回以上
（2）所要時間30分未満の場合	451	502	1,003	1,505	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	794	883	1,766	2,649	
（4）所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,090	1,212	2,424	3,636	
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（50％）	142	158	316	474	1回につき
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ） 訪問看護ステーション	600	668	1,335	2,002	1月につき
緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅱ） 訪問看護ステーション	574	639	1,277	1,915	1月につき
特別管理加算（Ⅰ）	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算（Ⅱ）	250	278	556	834	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	2,780	5,560	8,340	死亡月につき
初回加算（Ⅰ）	350	390	779	1,168	1月につき
初回加算（Ⅱ）	300	334	668	1,001	1月につき
退院時共同指導加算	600	668	1,335	2,002	1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り
早朝・夜間、深夜の訪問介護の場合					
（1）夜間（午後6時～午後10時）・早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算				
（2）深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算				
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合					
（1）事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×90/100				
（2）同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×90/100				
（3）事業所と同一敷地内建物等に50人以上利用者が居住する場合	所定単位数×85/100				

※利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
死後の処置代	15,000円	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。